

# 第18回世田谷区農業委員会総会

日：令和4年1月27日（木）

場所：区役所第2庁舎第5委員会室

## 第18回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和4年1月27日（木）午後3時から

開催場所：区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、大塚信美、苅部嘉也、海老澤健、岩本敏行、三田浩司、橋本正志、野島秀雄、細井誠一、志村秀典、植松智、加々美栄一、鈴木利彰、石井勝、宮川喜久、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：石井朝康

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗、主事 関智秋  
都市計画課長 堂下明宏、都市計画担当 柿澤顕司、都市計画担当主任 真田博美

## 会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
    - ・農地法第3条について 【該当なし】
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
    - ・農地法第4条について 【該当なし】
    - ・農地法第5条について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について
    - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
    - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
    - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
    - ・特定農地貸付法に基づく承認申請について
5. 協議事項
  - (1) 生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて（依頼）
  - (2) 令和4年3月の総会日程（案）について
  - (3) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
  - (4) 令和3年度世田谷区農業委員会活動計画の評価及び  
令和4年度世田谷区農業委員会活動計画（案）について
6. 報告事項
  - (1) 東京都市計画生産緑地地区の変更について（報告）
  - (2) 特定生産緑地の指定の公示について（報告）
  - (3) 一般社団法人東京都農業会議「農業功労者表彰」受賞者の決定について
  - (4) 第63回東京都農業委員・農業者大会の中止について
  - (5) 野菜づくり講習会 参加者募集について
  - (6) ふれあい農園「花栽培農家で寄せ植えづくり」の開催について
  - (7) とんがりやねの直売所 橋本農園 の視察について
7. その他
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、欠席委員を除きまして全員おそろいになりましたので、ただいまより第18回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(配付資料確認)

本日は、次第5の協議事項(1)にありますとおり、生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについての協議がございます。また、次第6の報告事項(1)の東京都市計画生産緑地地区の変更について、(2)の特定生産緑地の指定の公示についての報告がございます。これらについては、関係人として世田谷区で都市計画を担当している都市整備政策部都市計画課の職員から説明させていただく予定でありますので、ご承知おきをお願いいたします。

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長

(会長挨拶)

それでは、本日の農業委員会総会は、審議事項が17議案、そして協議事項が4項目、報告事項がその他を入れて8事項でございます。皆様のご協力をいただきながら進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。それでは進めさせていただきます。

それでは、議事に入る前に、本日は石井朝康委員が欠席されておりますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日の署名委員ですが、鈴木利彰委員、石井勝委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は特例として、次第5の協議事項(1)生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて及び次第6の報告事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について、(2)特定生産緑地の指定の公示についてから始めたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、説明に入らせていただく前に、本件につきましては、関係人として世田谷区で都市計画を担当している都市計画課の職員が出席しておりますので、紹介をさせていただきます。堂下都市計画課長でございます。

○堂下課長 堂下です。よろしくお願いいたします。

○事務局 同じく柿澤都市計画担当係長でございます。

○柿澤係長 柿澤です。よろしくお願いいたします。

○事務局 同じく真田都市計画担当主任でございます。

○真田主任 真田です。よろしくお願いいたします。

○事務局 本件の説明に関する資料につきましては、資料No.6、No.10、No.11となりますので、ご用意いただければと思います。

農業委員会の皆様におかれましては、管轄地域の生産緑地の追加指定に関する現地調査等にご協力をいただくこととなっておりますが、今年度の追加指定につきましても、ご協力のお願いとご説明をさせていただきたく、都市計画課職員が出席しております。

都市計画課からは、昨年7月に開催されました総会において皆様にご協議をいただいた東京都市計画生産緑地地域の変更についての報告もいただきたいと思います。つきまして

は、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言について、議長の許可と委員の皆様の同意をお願いしたいと思います。

○宍戸会長 今、事務局から説明があった件について、世田谷区都市計画課職員3名の出席と発言することに同意をいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 異議なしとのことですので、出席と発言を許可いたします。

それでは、都市計画課より協議事項(1)、報告事項(1)、(2)についての説明をお願いいたします。

○堂下課長 改めまして、世田谷区都市計画課長、堂下です。本日はよろしくお願いたします。また、出席と発言につきましてお許しをいただきまして、ありがとうございます。着座にて報告をさせていただきます。

本日は、生産緑地地区に関する報告でございます。6(1)東京都市計画生産緑地地区の変更についてのご報告をいたします。

資料No.10をご覧くださいませでしょうか。20ページをご覧ください。令和3年度につきましては、記載のとおり、生産緑地地区の都市計画変更の進捗をまいりました。昨年7月の農業委員会総会におきまして意見照会をさせていただき、回答いただきました本年度の生産緑地地区の変更につきましては、9月に都市計画法に基づく都市計画(案)の公告、縦覧を行い、10月22日の世田谷区都市計画審議会の諮問を経て、11月12日に都市計画変更の告示をいたしました。そのことについて、本日、ご報告をするものでございます。

資料の内容は7月の総会のごときと同じ内容でございますけれども、概要につきまして簡

単にご説明いたします。

お手元の資料2ページにお戻りいただけますでしょうか。1の種類及び面積でございます。区内の東京都市計画生産緑地地区は、今年度の都市計画変更によりまして492件から3件減少し、489件となります。総面積は約83.87haから約530㎡の増となり、約83.93haとなります。

次に、変更の内容についてご説明いたします。3ページをご覧ください。第2、削除のみを行う位置および区域の表についてでございます。削除を行う地区名、位置や面積を記載しております。生産緑地地区の面積は、都市計画上は10㎡単位で取り扱うために、面積の列の一番上の値には約と㎡を記載しておりますけれども、それ以降につきましては約と㎡は省略しております。削除のみを行う生産緑地地区の箇所数は9件、合計面積は約7500㎡でございます。削除理由といたしましては、主たる従事者の方がお亡くなりになられたことによる行為制限の解除がなされたものでございます。

次に、追加のみを行う地区でございます。恐れ入ります。4ページをご覧ください。第3、追加のみを行う位置および区域の表となります。追加件数は16件、合計面積は約6010㎡でございます。なお、都市計画変更の箇所図及び計画図を添付しておりますので、個別箇所は後程ご覧ください。

東京都市計画生産緑地地区の変更についての報告は以上となります。

続きまして、協議事項についてでございます。5(1)生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて(依頼)でございます。

資料No.6をご覧くださいませでしょうか。生産緑地地区の追加指定に当たりましては、

都市計画法、生産緑地法、世田谷区生産緑地地区指定要領及び同細目に基づき、審査、指定等を行っております。来年度の追加指定の本申請に先立ちまして、農地地権者より相談を受けた農地の調査、立会いをお願いいたします。

調査対象農地につきましては、2ページの調査箇所一覧をご覧ください。追加指定につきましては、通し番号1から8の8件、約0.27ha、新規指定につきましては、通し番号の9から10の2件、約0.09haとなり、合計で10件、約0.36haとなります。3ページ目以降は案内図となっております。

今後の予定といたしましては、立会いを3月頃に予定しております。その後、速やかに庁内の検討会を開催いたしまして、順次、都市計画決定の手続を進め、本年7月頃の本委員会総会に都市計画変更の内容についてご説明いたします。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、6(2)特定生産緑地の指定の公示についてのご報告でございます。

資料No. 11をご覧ください。特定生産緑地制度は、生産緑地地区の指定告示から30年を迎える日より前に買取り申出ができる制限を所有者等の申請により10年延伸する制度でございます。区はこれまで特定生産緑地につきましては、平成31年度に特定生産緑地制度や手続に係る説明会を開催して以降、平成31年4月に東京都市計画生産緑地の申出基準日到来通知を送付し、令和2年4月から12月まで、第2回目の特定生産緑地指定申請の受付を行ってきたところでございます。特定生産緑地へ指定されるまでのスケジュールを参考資料として11ページに示しておりますので、併せてご参照いただければと思います。

現在、世田谷区内の生産緑地は、令和3年告示時点で全地区数は489地区、面積は約



83.93haでございます。その内、平成4年に指定された生産緑地は397地区、約65.82haで、生産緑地面積全体の約78%となっております。令和2年、第2回目の特定生産緑地の申請受付分につきましては、農地等利害関係人の同意が得られた183地区、約29.64haの申請がございました。本件分につきましては、令和3年7月26日の農業委員会総会で肥培管理について意見照会し、その結果、今回は申請のあった地区の全てについて、良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められたため、令和3年10月22日の都市計画審議会の意見聴取を経て11月12日に特定生産緑地の指定の公示を行い、農地等利害関係人へ指定の通知を発送しております。

今回指定した箇所は、添付資料一覧のとおりでございます。今回、指定の公示を行った面積は、平成4年指定の生産緑地の内、約45%、約29.64haとなっており、第1回申請受付分と合わせますと、約73%、約48.47haとなります。なお、10ページの特定生産緑地の解除に記載しております生産緑地につきましては、令和2年に特定生産緑地の指定の公示を行ったものの、その後、相続が発生し、生産緑地の一部について買取り申出がなされたため、都市計画から削除するとともに、特定生産緑地の解除の公示を行ったものになります。

平成4年指定分、第3回の受付は、昨年12月までの受付期間として、本年10月までに手続を完了する予定でございます。また、平成5年指定の生産緑地が特定生産緑地に指定されるまでの流れを参考資料といたしまして、12ページに示しておりますので、後程ご確認下さい。

説明は以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございました。

ただいま協議事項(1)と報告事項(1)、(2)について説明いただきました。

それでは、協議事項(1)についての意見、報告事項(1)、(2)についての質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、協議事項(1)は依頼内容のとおりに進めることを承認するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、承認することといたします。

調査対象農地の担当委員の皆様につきましては、農地の調査、立会いのご協力をお願いいたします。また、報告事項(1)については、都市計画課の皆様には、今後とも区内農地の保全のためにお力添えいただきますようお願いいたします。引き続きよろしくお願いたします。

都市計画課の皆さん、ご苦労さまでございました。

[都市計画課職員 退室]

○宍戸会長 それでは、通常どおりの議事進行に戻ります。

次に、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第5条が2件となっております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No. 1-1をご覧ください。農地を農地以外のものにする場合、かつ、所有者の変更がある場合の5条の手続です。

この届出については会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-26。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 1-2をご覧ください。

受付番号3-5-27。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上で、第2号議案農地法に基づく転用届出等についての報告を終わらせていただきます。

○宍戸会長 それでは続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願が1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が7件、特定農地貸付法に基づく承認申請が6件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するという性格のものです。

それでは、資料No.2をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で相続税納税猶予に関する適格者証明願について、審議を終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、こちらは生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてです。

この証明願について、簡単にご説明させていただきます。生産緑地には転用の制限がありますが、その制限は、区に生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合から3か月が経過すると解除となります。その買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示日から30年が経過した場合、または主たる従事者が死亡するか農業に従事することが不可能になった場合となる訳ですが、この主たる従事者の死亡または農業従事不可となった際の買取り申出をする際に、農業委員会の発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者であったことを確認いただいております。

それでは、お手元の資料No.3をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議いたします。

1件目を事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○岩本委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○宍戸会長 続きまして、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No. 4-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見等がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.4-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○岩本委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。



この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目ですが、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No. 4-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました志村秀典委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○志村委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

それでは、岩本委員に入室いただいて下さい。

[岩本委員 入室]

○宍戸会長 次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.4-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、6件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.4-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件につきまして調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○苅部委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、7件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.4-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました宮川喜久委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○宮川委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行す

ることにいたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5をご覧ください。特定農地貸付法に基づく承認申請についてでございます。

区が宅地化農地を区民農園として所有者様から新規、継続も含めてお借りする際の根拠となる法律が特定農地貸付法であり、今回につきましては世田谷区内の区民農園7園分の継続して借り受ける6案件についてご審議をお願いいたします。

特定農地貸付法について簡単に説明させていただきますと、正式名称は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律となりまして、地方公共団体、農協、農家、企業、NPO法人等が小面積の農地を市民農園として都市住民等に短期間貸し付けることができるように農地法の特例を定めた法律で、平成元年に成立いたしました。区民農園は令和4年4月時点での予定ですが、19園806区画が世田谷区のファミリー農園の名称で運営していく予定でございます。なお、1区画は15㎡で、月額の利用額は1区画当たり960円となっております。

それでは、本題に入らせていただきます。資料No.5、第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請についてでございます。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

特定都市農地の貸付けに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、申請を承認することといたします。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)については会の冒頭で協議いたしましたので、(2)の令和4年3月の総会日程(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.7、令和3年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、2月18日金曜日午後4時から、会場は区役所第2庁舎5階の第5委員会室で開催されることが決定しております。令和4年3月の開催日時につきましては、3月31日木曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎3階産業プラザ会議室の予定となっております。

ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、総会日程案については、原案どおりとしてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 では、案のとおりに決定いたします。

次に、(3)の生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明をさせていただきます。

資料はNo. 8-1からNo. 8-3で3件ございます。

こちら3件とも先月の農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議をいただき、証明書を発行した案件でございます。12月24日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

買取り申出から3か月経過して所有権の移転が行われないときは、生産緑地における行為の制限が解除となります。農業従事者の方で買取り希望がある場合につきましては、都市農業課までご連絡をお願いいたします。

事務局からは以上です。

○宍戸会長 この件について質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がないようですので、この件は終了いたします。

次に、(4)の令和3年度世田谷区農業委員会活動計画の評価及び令和4年度世田谷区農業委員会活動計画(案)についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.9をご覧くださいと思います。令和3年度世田谷区農業委員会活動計画の評価及び令和4年度世田谷区農業委員会活動計画(案)についてのご協議をお願いいたします。

まず、ページをおめくりいただきまして、左側のページです。こちらは令和3年度、今年度の活動計画を参考に掲載してございます。

1枚目にお戻りいただきまして、こちらは今年度の活動計画の評価案となります。こちらは活動計画に基づき、今年度の評価の案を作成させていただいたところでございます。こちらにつきましましては、令和4年度活動計画(案)とともに、2月発行の営農だよりに掲載する予定でございます。内容は記載のとおりでございます。今年度も新型コロナウイルスの影響でイベントが中止となる中、可能な限り計画に基づき、側面援助も含めて活動を行った内容となっております。

1枚お開きいただきまして右側のページ、令和4年度活動計画(案)をご覧ください。こちらにつきましましては、先月の総会でお示しさせていただいたものと変わりはありません。

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたらお願いいたします。

○海老澤委員 令和4年度活動計画(案)のところなんですけれども、3項に地域農業の確立、「都市農業の先端にある世田谷農業を維持・発展させるため、世田谷農産物のイメー



「ジアップと消費拡大等を目指した取り組みを区とともに進めます。」ということがありまして、私は世田谷区の産業振興基本条例検討会議というのに去年、おとしに出ています。その中で、環境保全といいますか持続可能なということで、SDGsという文言が国連なんかで出ていますから、それを取り込むということで入っているんですけども、世田谷区も農業という産業は、とても環境に関わりが深い産業だと思います。そういう意味で、こういうところに何という文言を入れたらいいのかよく分からないんですけども、環境保全に対する考え方とか、そういうことを入れてもいいんじゃないのかなと思いました。フードマイレージを減らすとか、それによってCO<sub>2</sub>の排出を削減できるとか、ちょっと言葉が出てこないんですけども、そういうのも入れていいのかなという気はしました。

以上でございます。

○宍戸会長 農協もそういうものをこれからの方向性の中に入れていきますので、区と農業委員会も一緒になって、いい方向に向けるように、また皆さんに相談していただきながら進めていきたいと思っておりますので、事務局、何かありましたらお願いします。

○事務局 先月、こちらをお示しさせていただきました。ご意見があれば事務局の方ということで、特にいただいておりません。これは来年度、また計画案のときに生かそうかというお話で終わっていると思っておりますので、今年度はこのまま行かせていただけたらなと思っております。

○海老澤委員 また来年度は前向きな方向でお願いできればと思います。

○宍戸会長 では、質問もないようですので、この件は終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(3)から(7)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第6の報告事項(3)から報告させていただきます。お手元の資料No.12をご覧ください。報告事項の1つ目は、一般社団法人東京都農業会議『令和3年度農業功労者』受賞者決定についてでございます。昨年11月に開催されました第16回農業委員会総会において農業功労者表彰について委員の皆様にご協議をいただいた上で、東京都農業会議に推薦した結果、このたび〇〇さんが受賞されることになりましたので、ご報告させていただきます。

それでは、続けさせていただきます。資料No.13をご覧ください。第63回東京都農業委員会・農業者大会の中止についてのご報告です。記載されておりますとおり、2月17日に昭島市で開催予定でした同大会ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年引き続き中止の連絡が来ております。本会議は都内の農業委員会、農地利用最適化推進委員並びに農業者が一堂に会し、今後の東京農業の発展に向けた運動の大きな一致点を築くために開催するという趣旨で毎年実施されております。なお、本大会で決議予定だった国への要望、農業委員会活動の積極的推進に関する決議については、3月17日に予定されております第130回通常総会にて協議する予定とあります。総会には宍戸会長と江頭事務長が出席する予定となっております。また、昨年行われました記念撮影会についても、今年度は中止ということになっております。表彰状、記念品につきましては、後日、農業委員会事務局から受賞者の皆様にお配りするつもりでおります。

続きまして、資料No.14をご覧ください。「野菜づくり講習会次太夫堀自然体験農園」参加者募集のご案内です。内容につきましてはお配りいたしました資料のとおりでございます。

周知方法につきましては、2月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただく予定であります。

続きまして、資料No.15をご覧ください。ふれあい農園「花栽培農家で寄せ植えづくり」の開催についてのご案内です。内容につきましてはお配りいたしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、2月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただきます。

事務局からの報告は以上となりますが、続きまして、(7)の「とんがりやねの直売所 橋本農園」の視察についてです。1月18日火曜日、海老澤健委員と事務局で東大和市の2階建て販売所を建てられた橋本農園の視察に行っていました。その報告を海老澤委員からお願いしたいと思います。

○海老澤委員 説明させていただきます。

1月18日火曜日に事務局の関さんにご同行いただきまして、橋本農園さんの直売所を視察してまいりました。概略をここにまとめて書いたんですけども、現地で対応してくださったのは橋本農園の橋本専務、東大和市農業委員会の〇〇さん、同じく事務局の〇〇さんです。それで、施設としては木造2階建ての建坪が36㎡で水道・トイレ付きの新しい直売所でした。販売人員につきましては、橋本氏+パート1名と書いてあるんですけども、橋本さんに連絡して確認しましたら、橋本さんのご家族、〇〇さんと奥様とご両親の4名プラス、パート1名で販売されているということでした。それで、販売品目は野菜全般と、東大和市は狭山茶の産地なのでお茶畑が結構ありまして、お茶にした加工品とかも販売されていました。開設までの流れなんですけれども、2017年6月に改正生産緑地法が施行さ

れまして、農産物直売所、加工所、農家レストランの設置が可能になりました。その翌年の夏、2018年に畑の一角に農産物直売所の設置を計画されたと。そして、翌年、2019年11月に着工しまして、2020年2月4日に開設されました。

その他のところで、直売所を設置するに当たって、その畑が相続税の納税猶予を受けていたということで、その直売所の分だけですけれども、15年間の利子税と相続税を払って開設したということで、かなり思い切ったことをされたんじゃないかなと思います。営業日は火木土の週3日で、9時半から18時までということでした。そして、現在、若手8名の農家さんがその直売所に出荷してまして、開設の利点としては、以前、畑の一角でプレハブで販売していたときと比べて5倍の売上げになったと。あとお客さんとの対話ができ、ニーズを把握しやすくなったということです。自分の農産物だけじゃなくて、お仲間の8名の方も一緒に販売されているのがこの直売所の特徴かなと思っています。直売所の設置について、相談先は東大和市の農業委員会だったということです。あとは写真がありますけれども、細長い建物でちょっと屋根がとんがっていて、とんがりやねの直売所なんですけれども、2階建てになってまして、1階で野菜を販売しています。細長い通路みたいになってまして、その通路の両脇に棚が置いてありました。そこにどこの農家の作物だというようなことで書いてありまして、次のページを見ていただくと、かごに入れて、このように売ってありまして、壁には8名の方の顔写真が紹介されていました。感想としては、この直売所を造ってよかったなど、結構楽しそうにお仕事されていたという印象です。

報告は以上です。

関さん、何かつけ加えることがあれば。

○事務局 今言っていたところで間違いはないんですけども、私の感想としては、こちらでは売上げが先程おっしゃったように5倍になったというところで、ご本人はここに建ててよかったなということを言っていたのが印象的でした。また、直売所に訪れる人についても1日10倍増えているそうで、それによって、地域の若手の方8名が出荷をしているという状況で、橋本さんの営農の活性化ももちろんなんですけれども、地域の営農の活性化にも一役買っているなというのが印象に残っています。

以上です。

○真鍋委員 15年間の利子税を含めた相続税を支払ったというのは本当にびっくりしたんですけども、結局、全部相続税納税猶予にしてしまったものですから、それしかやりようがなかったんだと思うんですが、こんな低金利の時代に、お上が召し上げるような利子税と言ったら、確か相当な額だったと思うんですよ。そうすると、相続税プラス15年間の利子税というのは相当なことだったと思うんですが、その方はそれでもやってよかったと言われているんですが、これに矛盾を感じるとか、疑問を感じるとか、そういうことはなかったのかとか、いろいろ感じることはあったんですか。

○海老澤委員 それについては深くは聞かなかったんですけども、ちょっとその件について、先月、国と東京都に申し上げたいという項目がありましたが、そこに加えたいことがあって、後でお話ししたいと思うんですけども、いいですか。そういった直売所とか農家レストランとか加工所を造る場合は利子税は免除してくれと、そういうことを国とか東京都に申し上げたいんですよ。東大和市の農業委員会の〇〇さんも同じことを言われて

いましたし、橋本さんもそう思われていました。ですから、世田谷区農業委員会としても、先月出した項目に、最初から納税猶予を受ける畑の施設は全部認めてくれというのもあったんですけども、あれはとてもハードルが高いじゃないですか。時間もかかることだと思います。ですから、こういう直売所を建てる場合、生産緑地法が改正されて、こういうことができるようになったんだけど、その利子税を払うというのは、農家にとっても負担が高いと、だから利子税は免除してくれと、そういうことを東京都とか国に申し上げることにつけ加えてほしいなと思っています。

○真鍋委員 分かりました。

○大塚委員 事務局にお尋ねしますけれども、こういう納税猶予制度は修正申告というのはできないの。1回申請したら、それで終わり。後で変更しますとか、そういうのは。

○事務局 今回のケースのように、一部確定させるというのがある意味、修正という形になってしまいます。

○海老澤委員 それはその土地の評価額なので、そこまでは踏み込んで聞かなかったです。

○事務局 部分的な確定とか、そういうニュアンスですか。

○事務局 今回のケースが部分的な確定に当たるので、そういう意味ではこれが修正申告となります。一般的に、3.6%だと思います。

○事務局 吉田さん、要望はまだ追加可能でしたか。

○事務局 2月17日が中止になったんですけども、出してしまったのは出してしまうているので、ちょっと聞いてみないと分からないです。

○海老澤委員 来年度でも別に構わないです。

○事務局 一応確認はしてみます。できれば、そういう要望はどんどん出していきたいと思いますので、間に合えば変更させていただいて、間に合わなければ来年ということでご了承下さい。

○高橋会長職務代理者 これは大変勇気のあることだと思います。ほかの農家の方々にもし利益がうんと出るんでしたら、ありがたいことだと思います。ですけれども、これは、給与はどうなっているのでしょうか。

○海老澤委員 それにつきましては、買取りで10%の手数料を取ることになっているので、お仲間の農家8人の方から出荷していただいて、10%の手数料を取って販売しますよということですから、それで経費を賄っているという形です。

○高橋会長職務代理者 おうちの方が何人かお手伝いになっているんですね。

○海老澤委員 4名とパートさんが1名ということです。

○高橋会長職務代理者 パートさんはお金を払うでしょうからともかく、おうちの方の。

○海老澤委員 ちょっとその辺までは聞かなかったです。

○高橋会長職務代理者 意外とこういう直売所というのは採算度外視でやっている人が多いものですから、確かに売上げが上がるんですけれども、それに見合った利益が伴っていないという感じもしないでもないです。

○海老澤委員 その辺はこれから考えなければいけないということです。また、橋本さんは、今8名の農家に参加してもらっているんですけれども、もっと増やしたいとおっしゃったので、もっと違う形の経営体制を作っていくないと長続きはしないと思います。

○高橋会長職務代理者 いつもそうなんですけれども、農協の一番いけないところは、直

売所はもうけるんですが、ほとんど利益を考えないので、ほとんどマイナスになっているところばかりなものですから、ちょっと気になりました。ありがとうございました。

○海老澤委員　それで、世田谷区の現状とさっき申し上げました国と東京都に言いたいことにつながっていくんですけども、ちょっと私として世田谷区の現状はこうだったという事実に基づいて話させていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○宍戸会長　どうぞ。

○海老澤委員　8の直売所の開設までの流れの年号を見ていただきたいんですけども、今の私たち農業委員は2020年8月に就任しましたよね。9月に総会がありまして、この区役所でやったんですけども、これはその議事録です。そのときに、私の方から東京都農業会議の改正生産緑地法や農地の利用について、農業委員会事務局に資料を請求しました。直売所建設やコンクリートでいい場所の資料があるなら出して下さいと。ほかの委員さんからも、後で郵送したらどうかということで、調べますというお話だったんですけども、その資料が出てこなかったんです。

その後、私は自分の納税猶予を受けていない生産緑地に小さい直売所、自販機を建てたいと思って、相談しようと思って、いろいろ資料を調べました。そうしたら、こういうパンフレットが出てきまして、これは平成29年8月に発行された東京都都市農政推進協議会というところで出されたものなんですけれども、農協から頂いたと思います。都市農業の振興、農地の保全に向けてということで書かれていまして、開きますと、生産緑地制度が平成29年の法改正により、より活用しやすくなりましたと。その中に、農産物直売所や加工所、農家レストランの設置もできるようになりましたと書いてあります。また、そのち



よっと上に、JAグループは生産者がより使いやすいように現場の実態を踏まえた制度改革を提言してきました。その結果、以下のような制度改革が行われました。これは各農協が要望して、多分、JAの全中とか、そういうところが国に働きかけてくれたんじゃないかと思います。

このパンフレットを持ちまして、農業委員会事務局に相談に行ったんです。それが翌年の2021年2月だったんですけれども、三軒茶屋分庁舎の農業委員会事務局で荒井次長に相談しました。そうしたら、ちょっと驚いたんですけれども、荒井次長からは、農家レストランや直売所は開発行為なのでできないんですと言われてました。それで、ちょっとおかしいと思って、東京都内で直売所や農家レストランを建てたという事例がないか調べて下さいということをお願いしました。その回答は、そういう事例はありませんということだったんです。その後、1か月ぐらいして、また私は農家レストランや直売所を建てたといううわさを聞いたので、電話で荒井次長に本当に直売所や農家レストランを建てた事例がないんですかと再度聞きました。やはりありませんということをおっしゃって、私は何かだまされているみたいだと言って電話を切りました。ところが、事実は東大和市にその1年前、2020年2月4日に開設されたんです。これはどういうことですか。

それで、農業委員会事務局の江頭事務長に聞きたいんですけれども、世田谷区は直売所や農家レストランを建ててはいけないという特区なんですか。お答え下さい。

○事務局 建てられないという決まりはないんですが、事務次長から申し上げたように、開発行為に該当した場合は農家レストランは建てられないという解釈で理解いただければと思います。

○海老澤委員　そういうふうには聞こえなかったです。何で東大和市に直売所ができたのに、ないと言ったんですか。2回も聞いているのに。

○事務局　そのときは、そういう情報は入ってきていなかったです。

○海老澤委員　みんな荒井次長にうそを言われたような感じなんですけれども。とても困りました。

それで、農業委員会事務局というのは、こういった法改正や世田谷区の中で一番情報が入ってくるかと思うんですけれども、そういうところじゃないんでしょうか。江頭事務長、いかがですか。

○事務局　事務局としては、そういった様々な情報というんですか、そういうところの窓口にはなっています。

○海老澤委員　農業委員の皆さんも世田谷区農業委員会事務局が一番情報を持っていて、よく知っていると思っているんですけれども、間違いはないですよ。

それで、もう一つ聞きたいんですけれども、私たち農業委員は事務局に言われまして全国農業新聞というのを購読しています。世田谷区農業委員会事務局または都市農業課というくくりでもいいんですけれども、全国農業新聞というものは購読されているんでしょうか。

○事務局　購読はしております。

○海老澤委員　じゃ、何で東大和市の事実を知らないかというのは、私は不思議ではないんですけれども、ここにコピーがあります。2020年、令和2年4月24日に発行された全国農業新聞のコピーです。ここに書かれているのは、東京東大和市の橋本さん、生産緑地に直売所を開設ということで、この前、視察に行った内容が詳しく書かれています。

何で分からないんですか。不思議でしょうがないんだよ。私はもう来年度は農業新聞は取りません。事務局がこんなことを知らないでどうするんですか。いいかげんにして下さいと思います。

もっと困っていることがあって、結局、こういう事実を知らないのに、私は2020年9月にいろいろ質問して、東京都農業会議の資料も出してもらえなくて、とても困って、1年半かけて、やっとここまでたどり着いたというのが事実です。それで、私の方は家の畑の生産緑地に納税猶予を受けたところに野菜の自販機を置いて、税務署も来て、こういう課税をしますよと来たんですけども、その課税が宅地並みだった場合、それは税務署が誤っていると思うんですけども、そういった場合にどうしたらいいかと考えて、ちょっと荒井次長に話したことがあるんです。税務署が間違っただけの場合、農業委員会事務局に言って、税務署に間違っているよということを言ってもらえないかなと思ったんですけども、税務署には何も物を申さないということで言われていました。そうですよね。

○事務局 物を申さないではなくて、各人で対応をお願いしますということをお話ししました。

○海老澤委員 そういう説明はしていないじゃないですか。

○事務局 そういうお話をしました。

○海老澤委員 この前、帰るとき、11月だったかに聞いたら、税務署に何も言ってくれないというようなお話だったので、結局、農業委員会事務局に言っても何も相談になっていないんですよ。ということで、この前、11月に東京都農業会議の松澤さんが来られまして、そのときに、もしそういう間違っただけの課税をされたら都税事務所に言います、物申しますと

おっしゃっていましたので、私は世田谷区農業委員会に来て時間が無駄だと思うので、東京都農業会議に相談に行こうかなと思っています。でも、東大和市では、橋本さんが言われていましたけれども、東大和市の農業委員会に相談に行っただけだと。JAにも東京都農業会議にも相談に行っていないということでした。だから、ちょっと世田谷区農業委員会事務局はおかしいなと思うんですけれども。というのが私がこの1年間、この件をいろいろ調べてきた結果です。認識が違うかもしれないんですけれども、ちょっと説明の仕方があまりにも粗雑という感じで、ひどいなという感覚を受けています。

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。私からは方向性はこうというのは、ちょっとなかなか言えませんが、いろいろと指摘された部分がありますので、世田谷区の農業委員会なので、農業されている方がいい方向に向けるようなことは皆さんで相談しながら、方向性を定めていくことが大切だと思います。今の質問に関しては、ぜひ回答していただいて、それはまた、皆様方からいろいろとご意見が出るとは思いますが、それに対しても解決できるような形をみんなで進めていくことが大事だと思いますので、まずは、今、海老澤委員から言われたことは調べてもらって、回答していただくということが先決だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○高橋会長職務代理者 もう一つ聞きたいんですけれども、庭先販売といろんな調査で出てきますけれども、庭先販売は直売じゃないんですか。農業委員会だとどう考えているんですか。庭先販売の案内のパンフレットじゃないけれども、そういうのをくれますよね。各農家さんの庭先で売っているものが全部地図と一緒に出ますよね。これは個人の直売所

と違うんですか。

○宮川委員 あれは掲載希望があるかないかというあれがありますので、私は載せたくないという人は載せていません。そういう方もいますよね。

○高橋会長職務代理者 確かにそうなんですけれども、でも載っていますよね。それについて、直売所として載せているような感じがしますので、ちゃんともう1回読まなきゃいけないんですけれども。

○真鍋委員 私の認識は、あれは生産緑地にあっても相続税納税猶予を受けた生産緑地ではないという解釈をしていました。だから、みんな相続税納税猶予を受けるときには、今まで持っている庭先の直売のちょっとしたものをみんな移動させたり、この部分は入れなかったりしているというふうに私は理解していました。

○高橋会長職務代理者 そういうことを言っているんじゃないんです。それはどうでもいいんです。

○真鍋委員 いや、それは大事なことです。

○高橋会長職務代理者 どうでもいいんですよ。

○真鍋委員 いや、そんなことないでしょう。

○高橋会長職務代理者 直売所が1つもないと言われたから、直売所があるはずですよ。ということなんです。私もそうしていましたよ、1回どけてというんじゃないけれども、ここだけ除いて生産緑地を申請しましたよ。そういう指導でしたから。そういうことではなくて、直売所とうたっている以上は、直売所が1件もありませんということはないはずなんだと思ったんですよ。昔からやっているんですから。直売所の解釈じゃないんですかとい

うことです。

○事務局 海老澤委員がおっしゃっていたのは建築物の直売所のことを言われているのかと思ったんですけれども、解釈は違いますか。

○海老澤委員 うちの畑に新しい生産緑地を作ったときに、自販機の直売所を建てますよと、事務局で見たでしょう。その話をしに行ったんですけれども。だって、見ているのに話が通じないとおかしいじゃないですか。何を言っているんですか。

○宍戸会長 その辺はいずれははっきりしていただければと思うんですが。

○真鍋委員 あと、今ので関連して1点あるんですけれども、ちょっと気になったのは、開発行為と取られかねないと言われたじゃないですか。確か私の記憶では去年の4月から開発行為というのは区画、形質の変更でしょう。でも、質の変更は世田谷区はローカルルールで問わなかった訳よね。3000㎡までは質の変更は問わない。だけれども、去年の4月からは要綱で500㎡から質の変更も開発行為に当たるようにしたんですよ。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○真鍋委員 そうすると、みんな500㎡以上の生産緑地がある訳だから、そこに何かを造るときに区画、形質の変更に当たるというふうに踏むのか、踏まないのか、これは農業委員会としても、そういう質問が出たならば、きちり所管に確認をして、次回でいいですから、これはちゃんとすべきです。

○事務局 それに関しては開発の方に確認しています。該当するという回答を得ています。

○真鍋委員 そうすると、該当すると言っても、これは要綱なんだよね。今まで世田谷区は質の変更は開発行為にかけなかったんですよ。だけれども、かけることにしたじゃない

ですか。生産緑地まで要綱でかけるとする、これならこれで、要綱の変更であるとか、それこそ我々の出番だと思うんだよ。条例を変えるんだったら議会を通すけれども、世田谷区が勝手に要綱を変えて、こうやっているのは事実なんだよ。だから、非常に怖いものがある、それもホームページで急にやりますよとあったんだよ。私なんか問題にして、それで半年延ばした経緯があるんだけど、それは相続税納税猶予を受けていない生産緑地ならばこういうことができますよと国が認めているのに、一番出先の世田谷区の現地がそれは開発に当たりますよといったら、本末転倒じゃない。しかも要綱だよ。これは確認の上、そうじゃなかったら、私どももこれはただしていかなければならないと思います。

以上です。

○事務局 今話を説明させていただきますと、地目が畑のところ500㎡以上の土地に、例えば倉庫、物置等も含め建築確認を要するものを建てると、全て開発に該当するということになります。開発に該当するといろいろな制限がかかってくるので、今、真鍋先生がおっしゃったとおり、おとしでしたか去年でしたか、そのように開発の定義が変わっているというお話です。

○海老澤委員 いや、違うな。私は次長が河野さんのときに、外環で引っ越しするので、農機具をしまわなきゃいけないので倉庫を畑に建てたいということで相談に行ったことがあるんです。それが90㎡以下だったら何も許可は要らないということだったんですけど、ちょっとオーバーしちゃったんです。その場合は、世田谷区長に許可を取れば建てられますということで、ちゃんと明文化されて書いてあるんです。区長宛てにその説明文を書いて、農業委員会経由で出して、許可を取って建てました。だから、開発行為というこ

とじゃなかったです。だから、河野さんの時代と言っていることが違うんだよ。

○真鍋委員 河野さんがいるときは、区画、形質の変更の質は3000㎡まで問わないと言ったんだよ。ところが、ここ最近では、去年からだと思うんだけど、500㎡以上の質の変更まで開発に問うということにしたんですよ。去年の4月1日から。本当はおととしの10月からやろうとか何かしていたから、それは半年か何か延ばして……。

○海老澤委員 それはもう決まって、そういうことにしなきゃいけないよとなっている訳ですか。

○真鍋委員 そこが開発に当たるというから、駄目というのか、開発行為というの、ここをこう広げなさいよとか、3000㎡以上だったら、こういうのを出さなさいよというのが開発じゃないですか。だから、そこらのところはどういう指導が区から来るのかというのは、あっちの話なんですよね。

○海老澤委員 その辺もはっきりしてもらわなきゃいけないですね。

○真鍋委員 開発に係るけれども駄目と言うのか、係るけれども、こういう協力をしてくれと言われるのか、農地だからいいよと言うのか、私も分からないから、返事が欲しい。

○海老澤委員 私は倉庫を建てたのは河野さんの時代だし、私の家の畑に小さな2㎡ぐらいの自販機を置いて、直売所を建てたいと相談に行ったのもおととしの話ですから、その件とは全く関係ないです。できるはずなのに、言っていることがおかしいんですよ。

○宍戸会長 ご意見いろいろとありがとうございました。この件は、事務局の方でちゃんと調べて報告していただくような形を取っていただけるようにお願いします。

○事務局 整理しますと、販売所なのか庭先販売、幾つかあると思うんです。自販機を置



いてやっているところ、それから、生産緑地の中じゃなくてもいいんですけども、簡易な販売台みたいなものを設けてやっている販売所、それから建築確認を要するような建築物たる販売所。

○宍戸会長 だから、いろいろあるじゃない。その一つ一つ、これだったら駄目、これだったらいいとか、それを調べればいいじゃないですか。一つ一つ、これがいいのか、これを言われているのか、言われていないのかじゃなくて、こういうものを建てる場合はいい悪いとかがあるじゃないですか。それを発表してもらえばいいじゃないですか。極端に言えば、先程の建物みたいなものを建てたときにはどうなのか、また、直売所みたいな小さいものを建てたらどうなのかというのは、おのずと物によって変わってくる訳じゃないですか。どれをしたらいいのかというのは、それはちゃんと調べてもらって、報告したほうが次に農家さんに説明するのがしやすい。ですから、一つずつ、これだったらいい、これだったら駄目というのは出してもらったほうがいい。

○高橋会長職務代理者 ですから、直売所の定義ですよ。こういうものが直売所というんだという定義を作ってくれと。

○海老澤委員 今の世田谷区農業委員会事務局の状態だと、多分、橋本さんが東大和市で建てられたような直売所をどうやって建てるかという流れも全然分かっていないと思うんです。だから、そういう場合の流れ、あと、うちみたいな生産緑地の一角に自販機を置く、それは許可が要るのか、要らないのか。橋本さんのところは、もしかしたらいろいろ許可を取ったりされたのかもしれないですけども、そういう流れも調べてもらって、でないとはよく分からないということです。お願いします。

○宍戸会長 あと納税猶予を受けている土地とただの生産緑地というところも内容が違って来るから。

○海老澤委員 それで、納税猶予の場合は、基本的にこの橋本さんのおり解除して、利子税も払わないと駄目というのが基本的なスタンスだと思うんですけども。ただ、納税猶予の場合でも、仮の屋台を置いて販売するという事は、そういうことをしちゃいけないよという決まりはないんですから、仮の屋台を置いて、すぐどけられるようなもので販売するのはもちろんありだと思うし、さっきのSDGsの話じゃないですけども、よりフードマイレージを減らすには、納税猶予を受けている畑でも畑で販売できるようなことを考えてやらなきゃいけないと思うんですよ、許可の範囲で。そういうところに知恵を使うのも農業委員会の役目じゃないかと思います。

○高橋会長職務代理者 いろんな売り方がありますがけれども、例えば自動車で積んで売る場合もありますけれども、要するに直売というのはどういうことかということをやちゃんと定義というか作ってもらって。

○事務局 その辺についても東京都農業会議と関係機関の方にも確認させていただきたいと思います。かちっとしているのか、あるいは今言ったようにグレーな部分ではあるのか、その辺も含めて確認させていただきたいと思います。

○高橋会長職務代理者 特に都農協が直売は庭先販売を推奨した手前もありますので、一番変なのになっちゃうと、一番困るんです。

○宍戸会長 今の件につきましては、これで終了させていただいてもよろしいでしょうか。  
それでは、報告事項を終了させていただきます。

次第8のその他について、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 その他ないので、これで本日の農業委員会の総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは、高橋昌規会長職務代理より閉会の言葉をお願いいたします。

○高橋会長職務代理者

(会長職務代理者挨拶)

この議事録は、令和4年1月27日(木)開催の第18回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会  
会長 宍戸幸男